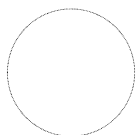


農地転用等通知書

年 月 日

牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様



転用等組合員 住 所
氏 名

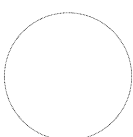
印

転用等関係者
(甲)転用者等 住 所
氏 名

印

(乙)その他 住 所
の権利者 氏 名

印



貴土地改良区の受益地について下記のとおり農地転用等に伴い地区除外したいので貴土地改良区農地転用等取扱規程第2条及び第11条の規定に基づいて協議いたしたく通知します。

記

1. 転用等の目的及び規模

2. 転用等しようとする土地

市	大字	字	地番	地目	地積	転用等		土地所有者	
						地積	積	住 所	氏 名
					m ²		m ²		
計									

3. 転用地等の位置図 別紙のとおり

4. 都市計画指定区域との関係

上記2に掲げる土地は、市街化調整区域内である。

5. 農業委員会へ転用許可申請書を提出しようとする日

年 月 日

6. 転用予定日

年 月 日

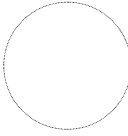
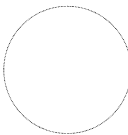
7. 添付図書

土地改良区が指示する図書(公図の写・建物等配置図・用排水処理系統及び構造図等)

※5、6については、転用のみ記載すること。

2. 確約事項

- (1) 転用農地等の地域内に現存する農業用施設のうち廃止するものにあつては、従来の効用を害しない範囲内において、転用者等が附帯工事を土地改良区の指示する期間内に施行する。
転用等の後、継続使用するものにあつては土地改良区が維持するものとする。
- (2) 転用農地等の地域内又はこれに隣接する農業用施設について、転用者等の責に帰すべきき損のときは、転用者等において復旧する。
- (3) 土地改良法第42条第1項の規定による組合員としての権利義務は、転用者等が一切を継承する。
- (4) 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済は、組合員又は転用者等が下記のとおり履行する。
 - ア. 必要な決済金 円
 - イ. 納 期 限 土地改良区の指示に従う。
 - ウ. 決済金の内訳

	(ア) 国営土地改良事業負担相当額	円
	(イ) 県営土地改良事業分担金	円
	(ウ) 補助金返還相当額	円
	(エ) 農業基盤整備資金等未償還債務額	円
	(オ) 維持管理費等	円
- (5) 転用者等は構造物を附近農地に対して日照、通風等の被害を最少限に留めるように配置する。
- (6) 転用者等は農業用施設及び農地に汚物等を投入しない。
- (7) 現に施行中の土地改良事業又は将来施行する土地改良事業に対しては、当該事業に支障を与えないように協力する。
- (8) 転用地等の除外に対して当該畑地用水組合の同意を得ること。